

**募集**

**「企業紹介ガイドブック」  
掲載事業所募集**

市では、市内事業所を広く紹介するため「企業紹介ガイドブック」を作成します。作成にあたり、ガイドブックへ企業情報の掲載を希望する市内事業所を募集します。

▼ガイドブックの概要／「学生向け企業紹介ガイドブック」若者の地元定着と市内事業所の人材確保を促進するため令和6年3月卒業予定の高校生、大学生、専門学校生等向けに、市内事業所を紹介▼**対象事業所**／人材確保を図ろうとする市内に本支店のある法人事業所▼**掲載内容**／会社概要・企業PR・画像等▼**掲載費用**／無料▼**応募方法**／担当課に連絡▼**応募期限**／9月27日(火)

問 商工政策課 ☎43・7600

**8人制バレーボール(象潟) 会員募集**

柔らかいボールを使い、激しい動きはありません。バレーボールの経験が無くても大丈夫。男女混合です。体験希望者大歓迎、いつでも参加

ください。  
▼活動日時／毎週火、金曜日・13時～15時▼**会場**／象潟体育館▼**年会費**／1,200円(新規入会者は初年度無料)・他スポーツ保険料  
問 高橋 ☎080・5576・4271

**公共機関から**

にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例(案)に係るパブリックコメントの実施

にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例の制定にあたり、市民の皆さんの意見を募集します。  
▼**条例の名称**／にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例(案)▼**関係資料の公表期間**／9月20日(火)～10月20日(木)▼**関係資料の公表場所**／総合政策課、金浦市民サービスセンター、市民課、市民サービス班、市HP▼**意見の提出期限**／10月20日(木)必着▼**意見の提出方法**／所定の様式に、氏名、住所、年齢、連絡先、意見を記入のうえ、持参、郵送、ファクス、メールで下記まで提出(様式は総合政策課、金浦市民サービス

センター、市民課市民サービス班に備え付け)▼**提出された意見の公表**／▽提出された意見は条例策定の参考にするとともに、市の考え方などとあわせて市HPで公表▽意見に対する個別回答は行わない▽提出された意見書の返却は行わない  
問 総合政策課／〒018・0192にかほ市象潟町字浜ノ田1／☎43・7510／FAX 62・9013／✉seisaku@city.nikaho.lg.jp

**象潟公民館臨時休館**

館内ワックスがけのため左記のとおり臨時休館します。  
▼**日時**／9月26日(月)～18時  
問 象潟公民館 ☎43・2229

**消費税インボイス制度に関する説明会**

事業者を対象に説明会を開催します。課税売上高が1,000万円以下の免税事業者も含め、多くの事業者に関係のある制度です。ぜひ参加ください。  
▼**日時**／9月26日(月)、10月18日(火)▼**免税事業者向け**：14時～15時▼**課税事業者向け**：15時30分～16時30分▼**会場**／本荘税務署

※電話による事前予約制です。  
問 本荘税務署 ☎22・2597

**国民健康保険証の更新**

現在国保に加入している皆さんに、10月1日から使用する新しい保険証を9月下旬に送付します。保険証は皆さんが病院にかかる際に、国保の加入者であることを確認できる証明書になります。紛失しないように気を付けましょう。医療機関にかかる方は、次のことを必ず守るようにしてください。  
①10月1日以降に通院または入院をする(している)方は、必ず有効期限を確認して新しい保険証を病院に提示してください。  
②70歳から74歳の方には、負担割合を表すものとして高齢受給者証を交付していますので、保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示してください。  
③長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず保険証を病院などの窓口へ提示してください。

**ジェネリック医薬品**

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬(新薬)の特許終了後に、主成分・効果・

効能が同じ医薬品として申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された新薬より安価な薬です。

ジェネリック医薬品を利用する際は、調剤薬局などで薬剤師さんに相談してみましよう。また、病院内で薬をもらう場合は医師にジェネリック医薬品に変更可能かどうか相談してみましょう。

ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、窓口で支払う自己負担額が軽減されるほか、保険税等の負担軽減となり医療制度を持続させることにつながります。  
問 市民課国保年金班 ☎32・3032

**後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ**

後期高齢者医療制度は75歳以上の方全員が加入する医療保険制度です。  
◆10月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度の加入者の皆さんには、9月下旬に新しい保険証を送付します。10月1日以降は水色の新しい保険証を使用ください。なお、医療機関での自己負担割合は、所得に応じて1割、2割または

は3割となりますので保険証を確認ください。

大きな変更点として、今まで医療費の窓口負担割合が1割だった方で一定以上所得のある方の窓口負担割合が2割となります。世帯の窓口負担割合が2割の対象になるかどうかは、次の流れで判定します。

▽75歳以上の方等の課税所得や年金収入等(令和3年中のもの)をもとに、世帯単位で判定します。

▽75歳以上の方等で一定以上の所得(課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上)がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

◆**窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります**

10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1カ月の負担増加額を3,000円までに抑えます。払い戻しのために口座を登録する必要がある場合には、9月

末に、秋田県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

問 秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎018・853・7155 / 市民課国保年金班 ☎32・3032

**薬の服用に関する通知**

処方されている薬の種類が多い方や、飲み合わせに注意が必要な可能性がある方に、服薬状況をまとめた通知を8月下旬に発送しています。

複数の医療機関や調剤薬局より処方された薬の相互作用によって、好ましくない症状や意図していない徴候(有害事象)が現れてしまうことがあります。

通知が届いた方は、かかりつけ医師・薬剤師に相談し、処方されている薬を総合的に確認してもらいましょう。

問 秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎018・853・7155

**はいかい高齢者を 見かけたら、その場で 声掛け・110番を!**

警察では、「はいかい高齢者」を見かけた際の「その場での声掛け・110番通報」

をお願いしています。

**行方不明になるとこのよう な危険があります**

▽夕暮れや夜間に交通事故にあう  
▽川や用水路等へ転落してしまう

**「はいかいかな?」気づくポイント**

- ▽裸足だった
- ▽スリッパ、パジャマで歩いてた
- ▽店も住宅もない場所に向かい歩いてた
- ▽教えた道とは反対方向に行こうとした
- ▽声を掛けた際、名前や住所が分からなかった
- ▽はいかい高齢者を見かけた際の110番通報または最寄りの警察署への通報に協力ください。

問 由利本荘警察署にかほ幹部交番生活安全係 ☎43・2935

**中止**

▼第31回日本海に響け! 太鼓の祭典。

問 実行委員会 佐藤 ☎36・2304 / 生涯学習課 ☎38・2171

10月1日(土)

マチを好きになるアプリ

自治体をもっと身近になる機能が盛りだくさん!

- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
- 2 自分に合わせた情報が届く!
- 3 いろいろなマチの魅力をお届け!

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード | Google Play でインストール

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

マチイロに関する問い合わせは 株式会社ホープ ☎092-716-1404まで